

# 市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について (令和3年10月分)

## ○ 市 電

□重大な軌道運転事故（軌道事故等報告規則第3条第1項（速報）に該当するもの）

- ・該当ありませんでした。

□輸送の安全に係るもので、上記以外のもの

- ・道路障害（1件）

	概 要	場 所
1	相手方車両（普通乗用車）が、後方を確認せず、電車の進行先直前で軌道敷内に右折進入したため接触したものの。	高見橋交差点 (2系統上り)

- ・車内転倒（1件）

	概 要	場 所
1	乗客が着席する直前で電車が発車したため、バランスを崩し、座席横の仕切り棒で右わき腹を強打したものの。	水族館口停留場 (2系統下り)

**自動車等が右折する際、軌道敷内に進入するときに最も危険です。**

**多くの事故は右折車が急に軌道敷内に進入し、市電に接触してしまうケースがほとんどです。**

**軌道敷内に進入する際は、必ず後方確認を十分に行ってください。**

## ○ 市 バ ス

□重大な自動車事故（自動車事故報告規則第4条（速報）に該当するもの）

- ・該当ありませんでした。

□輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条（報告書の提出）に該当するもの（上記を除く）

- ・該当ありませんでした。

※10月4日（月）に、国道3号の玉江橋東交差点において、対向してくる自転車等をよけるため車道側に膨らんで走行する自転車に市バスが接触し、転倒させる事故が発生しました。

負傷された方をはじめ、乗車されていたお客様並びに周辺道路を通行された皆様に多大なご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。引き続き、職員への指導・研修等を徹底し、安全運行を第一に取り組んでまいります。

**バスの発進・停止時は大変危険ですので、車内ではなるべくご着席いただき、やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとおつかまりください。**